

付 議 予 定 追 加 案 件 一 覧 表

- 1 報告第9号 議会の議決により指定された市長の専決処分事項についての
専決処分の報告について

報告第9号

議会の議決により指定された市長の専決処分事項についての専決処分の
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の
議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

行橋市長 工藤政宏

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分する。

令和7年6月4日

行橋市長 工 藤 政 宏

交通事故の場合において、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第13条に規定する保険金及び全国市有物件災害共済会による保険金等があるときは、当該保険金額に200万円を加えた金額以下の法律上市の義務に属する損害賠償（見舞金を含む。）の額を定めること。

| 損害賠償額 | 賠償の相手方 | 損害賠償に係る事故の概要等 |
|----------|-------------------------|---|
| 574,836円 | ***** ***** ** ** | <p>(1) 件名 市道：行事1丁目・寅新開線 道路陥没による車両破損及び 運転手負傷に対する損害賠償</p> <p>(2) 事故発生日時 令和6年3月25日 20時20分</p> <p>(3) 発生場所 行橋市行事一丁目13番 付近</p> <p>(4) 事故の状況 市道：行事1丁目・寅新開線において、道路中央付近にできていた縦50cm、横80cm、深さ200cmの道路陥没に軽自動車の左前輪が落ち、車両の左前輪部と左前方底部が破損したもの。その際、運転手は頸椎を負傷した。</p> |